

第733回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成17年6月17日(金)午後3時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 藤村委員長, 鈴木委員, 櫻井委員, 牛尾委員, 山田委員, 白石教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 吉田教育次長(スポーツ振興担当),
東野参事兼総務課長, 藁科福利課長, 神山教職員課長, 菅原義務教育課長,
村上障害児教育室長, 黒川高校教育課長, 熊谷施設整備課長, 菊地スポーツ健康課長,
佐々木参事兼生涯学習課長, 加藤文化財保護課長ほか

5 開 会 午後3時00分

6 第732回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第733回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 鈴木委員及び牛尾委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告(一般事務報告)

平成18年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

(説明:教育長)

平成18年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について説明する。

このほど県立中学校入学者選抜方針及び概要についてまとまったので報告するものである。

まず、「入学者選抜方針」についてであるが、これは入学者選抜要項を作成するに当たっての県の基本的な考え方というものであり、大きく変わるものではないが、昨年度と違った点は、県立の古川黎明中学校が開校し入学者選抜の主体となる県立中学校長が就任したので、その入学者選抜の主体として「県立中学校長」という文言を新たに挿入したものである。

次に、「入学者選抜の概要」についてであるが、昨年度と変更したところのみ説明する。

[1] 募集の「1 出願資格」の(1)の年号を平成18年3月にした。

[2] 出願の手続きの「1 入学願書等の提出」については、調査書等の送り先を、昨年度は「入学者選抜委員長(古川女子高等学校長)」としていたが、中学校長が就任したので「県立中学校長」に変更した。

「3」の適性検査の「1 検査場」を「古川女子高校」から「古川黎明中学校・高等学校」に変更した。

「2 検査方法」については、受験者の多様な姿を見るという趣旨から、昨年度と同様に今年度におい

ても「テーマ作文」、「グループ活動」、それから「集団面接」の3つで実施することとなった。ただし、適性検査実施に当たっては、受験者の負担の軽減を図る方向で検討することになっている。

9 専決処分報告

(1)平成18年度使用教科用図書採択基準等について

(説明：教育長)

平成18年度使用教科用図書採択基準等についてである。

本年度の教科書採択の関係である。平成18年度から中学校で使用される教科用図書と平成18年度に特殊教育諸学校の小・中学部及び小・中学校の特殊学級で使用される学校教育法第107条に規定する教科用図書、具体的には絵本や図鑑等であるが、それらの採択の年である。

採択に当たっては、前々回4月25日の当委員会において、県教科用図書選定審議会委員の人事についての専決処分報告の際に説明したとおりであり、中学校及び特殊教育諸学校等で使用する教科用図書の採択について、先般4月28日に、この審議会に対し諮問したところである。

この諮問に対する審議の結果として、審議会委員長から6月7日付けで答申を受けた。具体的には、「平成18年度使用教科用図書採択基準」は、平成18年度に県内中学校及び特殊教育諸学校等で使用する教科用図書を採択する際の基準を示したものである。中学校の採択基準と旨、聾、養護学校、特殊学級の107条の規定による教科用図書の関係であるが、この二つの採択基準を示したもので答申を受けた。別冊資料1、2は「平成18年度使用教科用図書採択参考資料」というものであり、具体的に教科用図書を選定する際に参考とするための資料で、それぞれの図書の特徴等についてまとめたものである。

この答申を参考に採択基準等を決定し、教科用図書採択基準及び別冊の採択参考資料を、市町村教育委員会及び採択地区協議会、国立大学法人・私立の各学校に対し6月9日付けで通知するとともに、公正かつ適正な採択事務が行われるよう指導・助言を行ったところである。

なお、報告の資料については、教科書採択事務の透明度を上げ、より開かれた採択とするため、県庁にある県政情報センターでの公表資料となるので、併せて御承知願いたい。

(質 疑)

櫻井委員 採択基準の文言を読むと、極々もっとも納得できる文言が並んでいるが、今年の採択基準については、何か特色のようなものとか、ここは去年から変えたとか、こういうところには非常に気を配ったとかという点があったら教えてほしい。

義務教育課長 前は平成14年度に中学校の採択基準を作成しているが、それとの整合性を図る上で、例えば、県教育委員会として県の方針を示していく「学校教育指導の方針と要点」というところから「学校教育の方針と重点」というように文言の整理を図っており、また、前は発展的な学習という部分が基準として若干薄めてあったが、発展的な学習がクローズアップされてきており、例えば、「3 学習と指導に関すること」の中に「基礎的・基本的な学習とともに発展的な学習を進めることができるよう」という文言を整理した。今回の検定の過程の中で明確になってきた部分、学習指導要領の改正で変わった部分等の裏付けられた文言整備を行っている。

委員長 (委員全員に諮って)了承。

(2)教育功績者表彰について

10 議 事

第1号議案「高等学校入学者選抜審議会委員の人事について」

第2号議案「宮城県スポーツ振興審議会委員の人事について」

委員 長 委員全員に諮った上で、専決処分報告(2)並びに第1号議案及び第2号議案については、人事に関するところのため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

第3号議案「第305回宮城県議会議案に対する意見について」

(説明:教育長)

第305回宮城県議会議案に対する意見についてである。

教育委員会関係分ということで、今度の第305回宮城県議会定例会提出の予算外議案の内容である。

議第169号議案は、南三陸町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例であるが、これは平成17年10月1日に南三陸町が設置されることに伴い、関係条例で定める志津川高等学校及び志津川自然の家の位置町名であるが、それが変更となることから、所要の改正を行うものである。議第192号議案は、総合運動場条例の一部を改正する条例であるが、この内容は、総合運動場について指定管理者に管理を行わせることができるように改正するものである。それから、議第193号議案は、婦人会館条例の一部を改正する条例であるが、これも192号議案と同様に、婦人会館について指定管理者に管理を行わせることができるように改正するものである。

以上について、知事から意見を求められたので、異議ない旨を申し出るものである。

(質疑なし)

委員 長 (委員全員に諮って)事務局案のとおり決定。

11 課長報告等

(1)学校における指定教材等の購入に関する実態調査の結果について

(説明:教職員課長)

まず、県立学校における指定教材等の購入に関する実態調査の結果についてであるが、経緯については4月に県立の6校において物品の提供を受けているのではないかといい指摘が雑誌においてあり、それを調査したところ6校のうち3校から物品の受領が確認されたところである。

これを受け5月20日に全校調査を実施した。その結果がまとまったものである。

調査の概要であるが、15年から17年という範囲で各全校に調査をかけて何か問題があったところについては、必要に応じて調査をするという方法で調査を実施した。また、対象については、運動着ということだけではなく、ワークブックなどの指定に関しても広くその指定状況、手続き、それから業者から物品等の提供を受けているかどうかといったことを対象とした。

我々としても指定教材があるという指定すること自体は生徒指導上の問題の防止だとか、あるいは生徒の一体感の醸成といった観点から各学校が指定することは有り得るものだろうと考えている。その上で物品等を受け取っているか否か、あるいは指定の状況について調査をしたというものである。

結果であるが、まず指定の状況であるが、ワークブックなどの教材については指定をしているのが88校、なしが14校であるが、なしの14校はワークブックなどは使用しない特殊教育諸学校であるので概

ね指定はなされている。それから手続きであるが、11校12%で指定委員会という委員会での決定がなされていたが、その他が77校87.5%であった。このその他の多くは教科毎に選定をして職員会議などで報告をしているといったケースである。これがワークブックなどの教材である。

続いて、運動着だとか制服などの学用品であるが、これについては指定は100校で2校がしていなかったが、これも特殊教育諸学校である。指定手続きは21校21%で、その他という部分は先程と同じように教科内あるいは学年などで選定をしているケースであったということが調査の結果分かった。

業者からの物品の提供を受けていた学校であるが、一つ目が古川工業高校であり、平成15年度に運動着の関係で運動具店からテーピングや冷却スプレー2万円相当のものを受け取っていた。続いて、古川高校も15年に運動着の関係で7万円を運動着メーカーから受領していた。これの用途は、テーピング、扇風機、冷蔵庫などとなっている。また、加美農業高校が15年度に2万円、これも運動着の関係で運動着メーカーからということで、体育館用のワックスを買ったということである。米谷工業高校であるが、これは13年から15年にかけて、運動着メーカーからは数千円であるが、制服の関係で複数の衣料品店から13年度から15年度にかけて79万円余の金額を受領していたということであり、提供元からは学校のために有効に使ってほしいという趣旨で強く学校にお願いをして受け取ってもらったと聞いている。これらの用途であるが、施設の整備や補修だとか部活用のプレハブ、シュレッダー、生徒用の机の購入などに充当していたということである。

その他、このような運動着などに伴ってお金、物品を受領していたというのとは異なるが、今回の調査の過程の中で卒業アルバムとスポーツテストに関して報告がなされた。一つ目が卒業アルバムであるが、学校に1冊から23冊の寄贈がなされ、その中から卒業学年所属教員等に配付された例があり、46校でそうした実態があるということが判明した。また、スポーツテストの集計、分析業務に関して、集計、分析を行う業者から物品を受領していたというもので、中身は体脂肪計や電子ホイッスル、あるいは教科指導用のCD-ROMなどスポーツテストの実施に関係する物品の提供を15校で受けていたということである。

以上のことから、県立学校4校で教材等の販売業者から物品の提供があったと、ただ、16年度以降については受領の事実はなかったということであった。生徒からの徴収金で購入される教材の指定手続きに関しては、県費による物品の購入と異なり、県の財務規則の適用というのが必ずしもないということもあり、こうした実態につながっていった。また、多くの学校において選定理由など指定の理由などを示す文書が作成保存されていないという実態が明らかになった。こうした取り扱いに関しては、指定の公正性を疑わせることに繋がりがねず、また透明性を欠くということであり、物品の受領に関しては指定の公正性に疑念を持たれるので、厳に慎むべきであろうと考えている。そうした前提に立つと学習環境の充実などに利用はされていた訳であるが、何ら疑念を持たずに漫然と受け取っていたということは適正さを欠いていたと認識している。

従って、今後の対応としては、指定の手続きについては指定の理由や決定経緯等を文書化し記録化するとともに、保護者への説明責任を果たすこと、それから今回合議制でやっていたところもある訳であるが、必ずしも全ての学校といったことではなかったもので、県費、公費による物品の購入と同じような指名委員会を置いて、見積書を取るなど財務規則に準じた取り扱いをするように指導をするということとして先日通知している。また、教材の指定の必要性も常に見直すといったこと、それから保護者の意見や要望が指定に反映するといったことについても先日の通知の中で指導をしているところである。受領した物品の取り扱いについては、学習環境の充実などに使われていたということや指定の公正性そのものに影響を与えていたとは認められないことなどから、物品の返還は行わないこととした。ただし、卒業アルバムに関し

ては、学校に寄贈されたものを職員に配っていたということもあり、その取り扱いについては、各学校で保護者に説明しながら適切な判断をするということで各学校に指導をしているところである。また、教職員への対応であるが、業者から物品を受け取るということについては、公正透明な業務執行と業者選定を阻害するおそれがあることから、原則として受け取らないということを改めて徹底したいと考えている。仮に申し出があったような場合には、校長に報告をした上で提供の趣旨や意図を確認し、適切な対応をするように改めて周知を図ったところである。以上が県立学校の状況である。

続いて、市町村立学校であるが、経緯や調査の対象などについては県立とほぼ同様であるので省略する。調査結果の概要であるが、小学校の教材については100%全ての学校で指定をしている。その手続きは86校26.6%で指定委員会等ということになっている。学用品はこれもほとんどの学校で指定がなされていたが、5校は指定をしていなかった。これについては、小規模校のため運動着の指定は行っていない学校が該当している。

中学校の教材は100%全ての学校で指定がなされ、また、62校38%程度で指定委員会による指定手続きが取られていた。中学校の学用品であるが、制服などもここに入るのでこちらは全ての学校で指定ありとなっている。それから指定委員会は38校23.8%であった。市立の高等学校というのがあるが、仙台市は別途仙台市で調査をしている。石巻の市立の学校については、教材・学用品の指定を行っているが、指定委員会は設置していない。

小中学校については、指定に伴う金品の授受といったものは報告がなされなかった。ただ、中学校1校においてPTAが設置する購買部の運営に係る会計処理の公明性の確保、あるいは保護者への説明が不十分というものが1件あった。指定委員会は全体に2~3割しか設置していないという状況が明らかになった。

今後の対応については、基本的には指導する内容は県立高校の場合と同様のことを指導したいと思っており、市町村教委を通じて通知をもって指導をしたところである。

(質 疑)

櫻井委員 質問というよりも私の感想のようなものであるが、高校生の親としてこういう事態が起こったことは憂慮すべきだと思うが、私の知る限りでは起こってから校長が直々に生徒の前でこういうことがあったけれどもこのように注意したいということをきちんと述べている。生徒も私達保護者もある程度は納得した感想を持っているということを伝えたいと思う。

委員長 端数の金額まで出てきたところがあるが、何か書類が残っていたのか。

教職員課長 県立の米谷工業の数字のことであると思うが、これに関しては預金通帳などが残っていたのでこうした端数まで把握できたということである。

鈴木委員 今の課長の説明では、既に指導したところであるということであったが、指導した文書というのは私達の目に触れてはいけないのか。

教職員課長 そんなことはない。用意をしていないので後でご覧いただく。中身としては今後の対応で書いているところを通知らしく直しているが、中身としては今後の対応で書いてある中身である。後程準備をしてご覧いただく。

(2)山元養護学校高等部設置について

(説明：障害児教育室長)

山元養護学校高等部設置について説明する。

現在、県立知的障害養護学校9校においては全ての学校に高等部を設置しているが、病弱養護学校である山元養護学校は小・中学部のみであり、病弱の高等部への進学希望者が出た段階で、その都度西多賀養護学校高等部の分教室を設置して対応してきたところである。

山元養護学校については、巨理郡内の知的障害児が地域の養護学校に通学することにより、通学時間の短縮による児童生徒の負担軽減や地元の小・中学校との交流促進が図れること、また、盲・聾・養護学校が地域におけるあらゆる障害に対応できるよう、障害の併置化・総合化を推進する必要があることから、平成17年4月から知的障害学級を併置したところである。

平成17年5月1日現在、巨理郡内から角田養護学校高等部には9名の生徒が通学しており、また、平成18年度に山元養護学校に在籍することになる生徒は、西多賀養護学校宮城病院分教室に在籍している3名を含め、8名が予想されるところである。

従って、今後、知的障害及び病弱の児童生徒について高等部進学希望者が見込まれることから、他の県立養護学校と同様に山元養護学校においても高等部を設置する必要があると考えており、今後そのための整備を進めていく必要があることから、今回、報告するものである。

なお、高等部設置に係る県立特殊教育学校学則の改正については、10月の高等部定員変更の改正と併せて教育委員会に付議する予定である。

(質 疑)

鈴木委員 この趣旨にはもちろん賛成であるが、希望者全員を入れるという方針で今までやってきた。それで先日の新聞を見ると高等部への希望者が大変多くてプレハブ校舎でやらざるを得ない学校もあるというような報道がなされている。この山元養護学校の場合は、プレハブ校舎を建てなくてもこの子供達が収容できるかどうか、いわゆる普通教室に入って指導をしてもらえるのかお尋ねしたい。

障害児教育室長 高等部に進学する生徒については、現在の校舎の中で対応できると考えている。ただ、高等部は作業学習というものがあり、その作業学習を行う部分については別に建てなければならないと考えているところである。

櫻井委員 聞くところによると小中学校は普通教育のようなところで頑張ってやってきても、ドロップアウトして高等部はこういう知的医療学校を希望する子供が結構多いと聞いているが、今の大丈夫といった数の中には小中学校は別な学校に行っていて、高等学校から入ってくるような方の人数というのは予測されているのか。

障害児教育室長 高等学校から養護学校に来るといようなことは今までない。養護学校に入る場合には養護学校の基準というものがあり、その基準をクリアしなければならないし、審査会というものにもかけなければならないものであり、それをクリアしないと養護学校に来られないで、現在のところ予想していない。

(3)「宮城県障害児教育将来構想」(案)について

(説明：障害児教育室長)

障害児教育将来構想について報告する。

はじめに、将来構想策定に関するこれまでの対応の状況とそれを踏まえて県教育委員会として検討し、取りまとめを行った将来構想(案)について説明する。

まず、市町村教育委員会については、今年の4月から説明を行い、意見交換を行ってきたところであり、既に仙台教育事務所管内を除く市町村教育委員会教育長との意見交換を行い、6月中には全て終了することになっている。

小・中学校及び盲・聾・養護学校については、各校長会、教頭会等において案について説明し、意見交換を行っている。また、教職員用の説明資料を作成し、各小・中学校、盲・聾・養護学校を通じて、全ての教職員に配布し、理解促進を図るとともに、各学校において校内研修等を実施するよう依頼している。

保護者の方々については、将来構想を分かりやすく説明した資料を作成し、5月上旬に仙台市を含む公立の小・中学校及び盲・聾・養護学校を通じて全ての保護者に配布するよう依頼したところである。

県教育委員会としては、このように意見交換や情報提供を行ってきたところであるが、これに関する主な意見等は配布した資料に掲載したとおりである。総じていうと、基本理念、目指す方向性については理解できる、しかしながら進めるに当たっては条件整備が必要であり、市町村教育委員会や保護者等と十分意見交換を行い、意向を尊重しながら進めてほしい、というものであると理解している。また、医療的ケアも含め、養護学校のような教育ができるのか、といった意見もあった。県教育委員会としては、このような意見をしっかりと受け止め、今後、共に学ぶ教育を進めるに当たって、適切に対応していきたいと考えている。

次に、将来構想（案）についてであるが、説明した意見等を踏まえ、県教育委員会として検討を行い、今回、案として取りまとめたところである。修正した部分は、網掛けを行っており、相当の修正箇所があるので、主な修正点のうち重要な部分について説明する。

まず、基本理念が実現した場合を具体的に記述している別冊資料の「基本理念が目指す姿のイメージ」については、4点目の「障害児教育の支援センター」について、盲・聾・養護学校と支援センターの関連性が分かりにくいという意見が多く出されたことから、現在の盲・聾・養護学校を核として地域の障害児教育の支援センターを設置するという趣旨を明らかにするため、「盲・聾・養護学校の地域支援機能を強化した」という文言を追加している。また、パブリックコメント等において、義務教育終了後についても将来構想の対象とすべきとの意見が多く出されたが、義務教育期間終了後は、地域で共に学ぶことよりも、障害のある児童生徒の適性に応じた進路選択という視点がより重要と考えているので、対象としなかった理由としてその旨追加している。

そのほか、学習支援室における主な学習活動や通常の学級と学習支援室での学習の様子のイメージを追加するなど、パブリックコメント等においてイメージが湧かない、内容が分かりにくいという意見が出された部分について、可能な限り具体的な図や文言の追加、修正等を行い、分かりやすい内容となるよう努めたところである。

なお、昨日文教警察委員会で、将来構想（案）について意見交換が行われた。意見交換終了後、文教警察委員会から2点について意見があった。

1点目は、「基本理念について「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を展開する」とあるが、子どもを初めとする関係者の選択肢を尊重するような理念にしてほしい。」ということであった。この点については、教育庁内で検討し、速やかに成案として取りまとめたいと考えている。

2点目は、「まだ十分に関係者の意見を聞いたとは言えないので、もっと広く意見を聞いてほしい。」ということであった。2点目については、特に障害のない保護者の意見聴取に努めていきたいと考えている。

最後になるが、共に学ぶ教育に関する事業の現在の実施状況について、口頭で説明する。

まず、学習システム整備モデル事業については、モデル校に対する支援を行う盲・聾・養護学校の担当職員、教育事務所の指導主事と一緒にモデル校を訪問し、各学校の実情の把握を行うとともに、意見交換

を行ったところであり、6月中には仙台市内の全てのモデル校訪問を終える予定となっている。事業の状況については、それぞれ意欲のある教員が配置され、また、障害のある児童生徒を学校として支援する体制づくりが進むなど、各学校で意欲的に取り組んでおり、概ね順調に実施されていると考えている。今後、各学校間の連携や情報交換を図るため、各モデル校や関係機関による連携会議を開催するなど、事業に関する情報収集、課題把握を行いながら、引き続き円滑な事業の実施に努めていきたいと考えている。

また、教職員に対する研修についても、6月1日に、校内支援体制の中心となるコーディネーター研修会を全ての小・中学校を対象に実施したほか、全ての小・中学校の校長、教頭を対象として管理職研修を圏域ごとに実施するなど、人材育成に努めているところである。

県教育委員会としては、引き続き共に学ぶ教育の推進について積極的に取り組んでいきたいと考えている。

(質 疑)

櫻井委員 障害を持たない保護者の意見をこれから取り入れたいという話であったが、どういう形で取り入れるのかということと、それから学校の数とか学級数が書いてあるが、知的障害の高等部になると俄然在籍者が増えるが、その理由を教えてください。

障害児教育室長 1点目の障害のない子供達の保護者の意見をどのように聞くかということであるが、一斉にアンケートを行うとかそういうものではなく、まずはできることからということでもモデル校にお願いしてそこで例えば授業参観などがこれから予定され、その中で懇談会等があるので、その時にできれば担当者が行ける範囲で行って、そこで参加した保護者から色々な意見を聞きたいと考えている。それを少しずつ拡大したいと思っているところであるが、まずはモデル校からスタートしたいと考えている。

櫻井委員 それに対しての意見であるが、授業参観などは平日の午前中などに行く予定なのか。つまり色々な人から聞けるだけ聞いた方が良いと思うが、そういう形で意見を聞くとすると平日の仕事を持たないお母さん達で行ける人だけの意見となってしまい、仕事を持っていていっぱい言いたい人の意見を救えないと思う。もしやるのであればなるべく同じような状況で色々な人の意見がもらえる時間にすべきと思うが如何か。県教委とか市教委は親の意見を聞くという場合、何か講演会だとか授業参観だとかオープンスクールというのは限られた時間にやる。はっきり言えば事務方の都合でやってしまう。生徒達も昼間しかいないので夜やれとは言わないが、やはり親の意見を聞きたいのであれば、親の都合も考えて、例えばお父さんも出られるような時間とか、門戸を大きくする、その姿勢が、私は働きながら母親を20年やってきて宮城県は少ないと思う。偏った人の意見だけを吸い上げることになり、校長に頼んだりすると余計にそれが大きくなるような感じを私は受けている。私もPTA活動も随分した。その結果として含み置きしてほしい。

障害児教育室長 指摘のとおりだと思う。PTAの研修会などに要請があれば積極的に出向いて説明するという腹づもりもあるので、そういうことも含めて前向きに検討したいと思っている。

櫻井委員 みんなの行ける研修会にしてほしい。

委員長 今の意見は非常に大事である。均等に分布したところからできるだけ聞くということである。偏って聞いたものをそのまま出すと非常にまずい。

障害児教育室長 もう1点の質問であるが、これについては盲、聾、養護学校の中等部の段階の子供がまず行くということと、プラス中学校の特殊学級に在籍している子供で、盲、聾、養護

学校に相当する生徒が行くということで、そこで数が増えるということになっている。
それから、高等部は希望者全員を全入するということがあり、いわゆる選抜は行わない
ということで、そういうことも大きな要因になっていると思う。

山田委員 先程の話に戻るが、やはり関係者の意見を多く聞くということが大事だと思うので、
そういう意味でもモデル校を選んでやるのも良いが、各学校毎に個別に、例えば独自に
P T Aと懇談会を開いて意見を吸い上げるとか、各学校レベルの意見交換会というのは
考えていないのか。やはり、そこまでやって行かないと広く意見を吸い上げられないと
いう気がしている。

障害児教育室長 P T A連絡協議会とか色々なところに尋ねたが、なかなか圏域で全て、あるいは町、
市でP T A同士が集まって話すような機会というのは限られている。そうした中であと
どれだけ機会を取ってもらえるかということもあり、計画は立てていないが指摘をいた
だいた点についてはP T A関係ともう一度相談しながら検討していきたい。

(4)東北歴史博物館特別展「音と人の風景」について

(説明：文化財保護課長)

東北歴史博物館特別展「音と人の風景」について説明する。

今回の展示の趣旨は、私達は日常生活の中で様々な音に囲まれ生活しているが、心身の癒しを音楽に求
めることも多くなっている。今回の展示においては、音楽を含めた音と人の関わりの歴史について、「音を
生み出す」「音を利用する」「音を記録する」という三つの大きな切口で構成し、音に対する人々の感覚や
音に込めた人々の思いを読みとろうという企画である。会期は6月21日火曜日から7月31日日曜日ま
で37日間である。この際は修学旅行で訪れる子供達にもたくさん利用してもらえるということをもくろ
み、小・中学生料金を個人では100円、団体では50円というようになりかなり割り引いて設定している。
展示品は約120点で、国宝である島根県荒神谷の出土である弥生時代中期の銅鐸2点をはじめとして、
各時代、各地域の出土品、一番新しいところでは昭和初めのころの蓄音機などを含め、バラエティに富ん
だ資料をご覧いただけたらと思う。

なお、関連行事として、展示をより深く理解していただけるように、6月26日の日曜日には講演会を、
7月24日日曜日には雅楽演奏会を開催する予定となっている。また、期間中の毎日曜日午前中に、職員
による展示解説を行いたいと考えている。

(質疑)

櫻井委員 小中高生はこのようになりかなり割引きで行けるようになってきていると思うが、これからの
特別展に限らず大体入館者の何割位を小中高生が占めているのか。

文化財保護課長 何パーセントまでの資料は持っていないが、特に小学校、中学校の子供達は団体で学
校単位で来ることが多い。それで時間もある程度設定されてということがあると思う。
それから小中学生、高校生も含めて常設展の入館料は無料になっている。この特別展の
方だけが少し料金がかかるという点があり、これまで団体の学校単位の入場が少なかっ
たので、今年度になり前回の展示から試みにぐっと値段を下げたところ、ある程度
利用してもらえるとということが分かったので、これを少し継続して行こうかと考えてい
る。

12 次期教育委員会の日程について

平成17年7月15日(金)午後3時30分から

13 閉会 午後4時3分

平成17年6月17日

署名委員

署名委員